

情報通

2019. May

5月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

新元号対応について

～平成から令和へ、紙も電子も混乱のないように～

① ポイント

平成表記の日付による提出も有効

情報システム部委員 菅沼 俊広

1. 新元号対応

国税庁は平成31年4月2日「新元号に関するお知らせ」により、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、本年5月1日から元号が改められ、新元号への移行に伴い国税庁ホームページや申告書等の各種様式を順次更新するとしていました。しかし、平成31年4月3日「改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた」を公表し、具体的な記載の仕方が示されました。

源泉所得税の納付の際には、改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」といいます。）を引き続き使用することができるとし、なお、「納税者から提出する書類は、例えば平成31年6月1日と平成表記の日付でご提出いただいても有効なものとして取り扱うこと」としてあります。

同日付で総務省地域力創造審議官名で各都道府県知事・指定都市市長宛に「元号を改める政令等について」（総行政第95号平成31年4月2日）が発出され、「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」が新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ平成31年4月1日が発示されました。同取扱いによれば、元号による年表示による原則は以下のとおりとなっています。

(1)改元日前までに作成した文書

各府省が作成した文書（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）において、「平成」（「平成」を意味する記号を含む。以下同じ。）を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものであり、改元のみを理由とした一括整理は行わないものとします。

(2)改元日以降に作成する文書

各府省が作成する文書において、元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には、「令和」（「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。）で表示するものとします。やむを得ず申請、届出等（以下「申請等」という。）又は処分通知等（以下「通知等」という。）の様式に「平成」の表示が残る場合であっても、当該表示は有効なものですが、混乱を避けるため、必要に応じ、例えば次に掲げる対応を行うものとします。

対応例・訂正印や手書きによる訂正

- 文書や画面上の表記が「平成」のままでも有効である旨の注意書きの挿入や表示、書面の交付

国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けるものとします。

(3)元号法第1項に基づく政令の公布後の取扱い

元号法（昭和54年法律第43号）第1項に基づく政令の公布日から施行日前までの間において、各府省が作成し公にする文書に元号を用いて改元日以降の年を表示する場合は、「平成」を用いるものとします。（※注）

（※注）改元日以降に国民からの申請等又は各府省の通知等に用いられる様式の変更、改元に伴う情報システムの改修等、国民に混乱や不便を生じさせない観点から必要な場合、公布等を除き、「令和」を用いて準備のための手続を行うことができる。となっています。

<参考>

「元号を改める政令等について」（総行政第95号平成31年4月2日）

URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000612239.pdf

2. 具体的な対応

平成31年4月3日「改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた」によれば、源泉所得税の納付の際には改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」という。）を引き続き使用することができるとし、記載にあたっては、下記の点に留意することとされています。

- 現在お持ちの納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号」の追加記載などにより補正をしていただく必要はありません。
- 平成31年（2019年）4月1日から新元号2年（2020年）3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載してください。
- また、設例として納期特例の場合の平成31年1月から令和元年6月までに支払った棒給・給与等についての記載方法、令和2年2月

20日に支払った棒給・給与等についての記載方法が示され、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書についても、同様の記載をすることとしています。

「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載する「年」については、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載して提出しても、有効なものとして取り扱うこととしています。なお、新元号が印字された納付書は、税務署で10月以降に順次配布予定となっています。

対象となる納付書は、以下のとおりです。

- ・利子等の所得税徴収高計算書
- ・配当等の所得税徴収高計算書
- ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用）
- ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）
- ・非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
- ・報酬・料金等の所得税徴収高計算書
- ・定期積金の給与補てん金等の所得税徴収高計算書
- ・上場株式等の源泉徴収選択口座調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書償還差益の所得税徴収高計算書
- ・割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書

<参考>改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた（リーフレット）
<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/kaigennitomonau/pdf/001.pdf>

3. システム改修

新元号に伴う税務会計システムの改修については、各社のアップデートプログラムで対応することになりますが、各社とも概ね5月の連休明けまでには対応が行われる予定となっています。詳細については、利用している税務会計システム各社へ個別に問い合わせでの対応が必要になります。

また、WindowsやOfficeについても新元号表示のためには、アップデートが必要になります。経済産業省では、「情報システムの改元対応におけるポイント」として対応のポイントを記載した資料を公表し、改元に伴う情報システム改修等への対応について全国説明会を実施しています。同説明会では、経済産業省の他IPAやマイクロソフトも改元に伴う対応の説明資料を公開しているので参考にするとよいでしょう。

<参考>

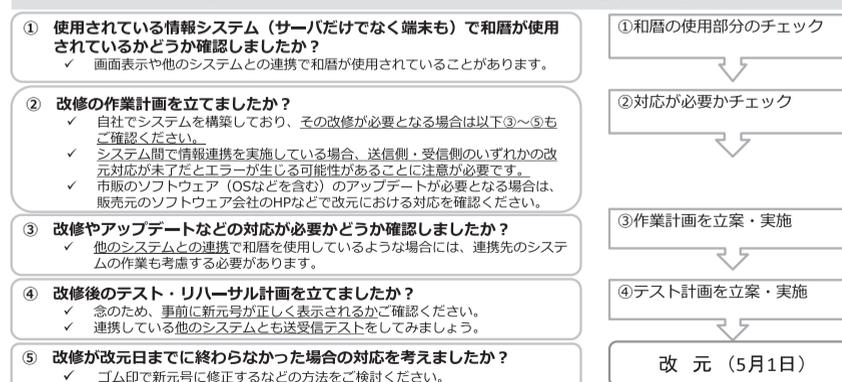
<https://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190207002/20190207002.html>

なお、e-Taxへ送信する申告・申請データにおいて、民間の税務会計ソフトの改元対応が完了していない等の理由により、「平成」を用いて作成した場合でも、当面の間、正常に送信できること。また、国税庁が提供するe-Taxソフト等は、本年5月7日の更新をもって改元対応を行うことを予定しており、新元号を入力して申告・申請データを作成・送信することができるようになることとします。

また、eLTAXにおいてもPCdeskについて5月7日のバージョンアップを予定しています。

3. 民間事業者の皆さまへ：情報システムの改元対応におけるポイント

- 5月1日に予定されている改元に向けて、使用されている情報システムの対応については、次のような点に注意して準備を進めていただくようお願いします（なお、新しい元号は4月1日に公表される予定です）。



- 行政機関等の情報システムについて
 ①行政機関等の情報システムについては、改元日までに改修を終了することを基本として準備を進めています。
 ②改元日以降、皆さまの情報システムの改修が間に合わないなどの場合でも、国民の皆さまから行政機関等に対してご提出いただく文書・データ等については、「平成」表記のままでも有効なものとして受付予定。（「平成31年5月」と記載されている申請書など）。

<参考>「改元に伴う情報システム改修等への対応について」経済産業省商務情報政策局資料より